昭和53年10月14日　第３種郵便物認可　平成15年5月15日発行第317号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

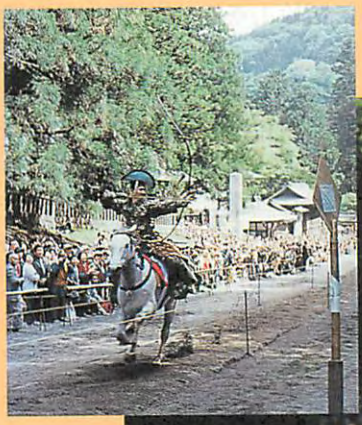

東照宮 春期例大祭（日光市）

2003. 5
No.317

－目　次－

□総会に出席しよう！ …… 2
□平成１５年度第１回理事会開催・他 …… 3
□道路運送車両法の改正・他 …… 4～9
□選任届の送付書類等 …… 10～11
□支局情報 …… 12～13
□支局かわら版 …… 14
□交差点 …… 15
□快晴・書士会日誌 …… 16
□政連だより・アドちゃん談話室 …… 17～18
□平成１５年度頒布品一覧 …… 19
□会員の動き・お知らせ …… 20

栃木県行政書士会

総会に出席しよう！

栃木県行政書士会 会長 小 林 一 二

風薫る５月、新緑の恵みを体一杯に受けて、会員の皆様には益々前進ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、県行政書士会の運営には多大なご理解とご協力をいただき、この紙面を借りまして、こころより御礼申し上げます。

昨年の総会においてご承認をいただきました事業計画につきましては、滞りなく執行できました。

会員の皆様の心強いご声援、ご支援の賜であり、各部各委員会執行部役職員の一丸となった惜しみない努力の結果であろうと、責任者として心より重ねて御礼を申し上げる次第です。

さて去る４月１８日の理事会においても、平成１５年度の事業計画案、予算案の審議が行われ定時総会において会員の皆様のご承認をいただくべく慎重審議を行い全会一致をもって理事会の終了をみたところです。“行政とちぎ”等会報によって、会の動向や情報、業務関連資料、法令等の紹介を出来るだけ迅速に行っていますが、執行部の活動内容については、是非生の声を聞かせていただきたいと思います。この一年間を総括し、充分な反省、検討をし論議を尽くした後、次へのステップを考察し実行しなければなりません。会員の皆さんがより多く参加し、建設的なご意見、ご要望をいただき事業執行に反映させなければなりません。

現在、行政書士制度は大きな変革期のなかにあります。昨年１２月１３日に行政手続オンライン化関係三法が公布され、内、行政手続オンライン化法及び整備法は、平成１５年２月３日から施行されています。そしてこの整備法第１２条において、行政書士法が一部改正となり、行政書士の業務に「電磁的記録の作成」等が位置づけられ規定されました。

まさに電子政府、電子県庁、電子自治体の到来が現実となります。官公署に提出する書類が電磁的記録であるもの、行政書士が作成することが出来る契約書、行政手続等における電磁的記録作成が行政書士の独占業務となった訳です。しかし本会のＩＴ戦略特委の正副委員長が本誌３月・４月号で述べられているとおり、電子申請移行それ自体は、手法、技術の変化であり時代の趨勢ですが、その根底にある私たち行政書士、プロとしての素養を身につけ、社会が求める、必要とされる専門家に変貌しなければなりません。

現在「司法制度改革」のなかで、ＡＤＲ（裁判外紛争処理）制度等の訴訟手続外の法律事務と私たち行政書士との関わりについても意見提言がなされ、その能力の担保措置も実践されつつあります。又、「行政書士事務所法人化」等の今後の対応、研究も重要な課題です。一朝一夕とは中々いきません。ひとつひとつ確実に、試行錯誤を積み重ねて頑張るしかありません。

来るべき５月２３日の定時総会には、多くの会員の皆様のご出席を得て、是非、執行部に叱咤激励をいただきたいとおもいます。

栃木県行政書士会

平成15年度第１回理事会開催

４月18日（金）午後１時30分から「ホテルニューイタヤ」において、理事34名中28名の出席を得て、本年度第１回の理事会が開催されました。

岡井総務部副部長の司会により物故会員に黙祷を捧げた後、日本行政書士連合会、関東地方協議会の近況及び市町村役場との提出手続代理に関しての折衝結果について各支部長より報告がありました。その後、会則の規定により小林会長が議長に就任し下記議案の審議を行いました。

議案第１号「総会に付議すべき事項」については定期総会議案について各部より事業報告、決算報告、監査報告、新年度へ向けての事業計画案及び予算案の説明があり、議案第２号「栃木県行政書士会サーバー管理運営規程（案）」は金敷ＩＴ特別委員会委員長より提案理由の説明が行われ、議案第３号「総務大臣表彰・栃木県知事表彰・栃木県行政書士会表彰について」は顕彰核当者について報告がありました。３議案とも全会一致により可決承認され理事会は閉会となりました。

（総務部）

６団体業務連絡会研修会が開催される

平成15年４月18日（金）午後１時から、宇都宮市大通り２丁目の「ホテルニューイタヤ」において、平成15年度第１回「６団体業務連絡会研修会」を開催（幹事会＝社団法人栃木県建築士会）した。

今回は、６団体発足当時（平成９年）中心的に尽力を頂いた、福田富一宇都宮市長から「新都市構想」と題して講話を頂いた。

高齢化への対策、都市間競争に勝つ為の方策、公共交通の整備、市町村合併そして政令指定都市へ、そして宇都宮市の特徴と今後の構想について等々多方面に渡り講話を頂いた。

出席者は、全員で２２名、内行政書士会から５名（小林会長・横山副会長・岸業務研修部長・前沢業務開発部副部長・渡辺業務研修部委員）

（前澤真一）

日行連理事会の報告

平成１５年４月２３日、２４日の両日にわたって日行連理事会が開催されました。本年度定時総会に提出する議案についてが主な審議内容でした。

事業報告、決算報告、事業計画案、予算案等についての内容審議が行われ、ついで提出予定議案である会則改正案の審議が行われました。改正予定事項案は、代議員の代理及び報告についての事項で、代議員の代理を認めないことと代議員についての報告を総会日前１５日までとすることについての提案事項でした。

その他総会に提出する議案外で本理事会での主な決議事項については次のとおりです。

行政書士会連合会の顕彰規則の一部改正案として、単位会事務職員に対する顕彰について、及び行政書士の補助者としての表彰については単位会等が行うべき観点からこれを廃止することとしました。

その他議案として、組織検討特別委員会設置規則、行政書士制度研究特別委員会設置規則、研修センター設立委員会則の廃止案が上程され原案どおり承認可決されました。

以上で全部の議案を終了し、ついで報告事項がなされましたが、特記すべき事項として婚姻、離婚、養子縁組、離縁及び名字の変更等によって氏の変更が生じた際の手続きにおいて、変更前の氏（旧姓）の使用申請があった場合は、連合会の発行する登録証及び行政書士証票の氏名は新たな氏名の後に旧姓をカッコつきで表示させることとなりました。

また、次年度における定期総会開催地については、長崎、京都、山梨が誘致の手を挙げましたが、採決の結果、京都とすることとなりました。

（日行連理事　岸　宏）

道路運送車両法の改正

1．法律の公布
平成１４年7月１７日
法律施行
平成１６年１２月予定

改正の目的
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の制定にあわせ使用済自動車のリサイクル及び不法投棄防止の観点から、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改められた自動車登録制度とし環境保全に寄与するとともにリコール制度の改正（後付装置等にも導入）強化、　整備管理者の選任義務の緩和等を図る。

2．主な改正点
A、自動車の抹消登録制度の整備
B、輸出に係る抹消登録等の整備
C、リコール制度に関する規定の見直し
D、不正改造等の禁止
E、整備管理者の選任義務の緩和

3．自動車の抹消登録制度の整備について
イ、現行道路運送車両法（以下車両法）第１５条（解体・用途廃止等）
↓
① 改正車両法第１５条第１項　永久抹消登録（解体）
② 改正車両法第１５条の２第１項　輸出抹消登録（新規業務）
ロ、現行車両法第１６条　抹消登録（一時使用中止）
↓
改正車両法第１６条第１項　一時抹消登録

（1）永久抹消登録（法第１５条第１項）
使用済自動車が自動車リサイクル法に基づき適正に解体処理されたとき
申請書記載事項
① 自動車登録番号
② 車台番号
③ 使用の本拠の位置
④ 申請人の氏名又は名称及び住所
⑤ 代理人の氏名又は名称及び住所
⑥ 登録の原因及びその日付（解体報告がなされた日）
⑦ マニフェスト管理
⑧ 番号申請の年月日
☆添付書類
自動車検査証（以下車検証）
登録番号標
印鑑証明書

（2）輸出抹消仮登録（法第１５条の２第１項）
使用済自動車を輸出しようとするとき
申請書記載事項
① 自動車登録番号
② 車台番号
③ 使用の本拠の位置
④ 申請人の氏名又は名称及び住所
⑤ 代理人の氏名又は名称及び住所
⑥ 登録の原因及びその日付（輸出の予定日）
☆添付書類
車検証

登録番号標
印鑑証明書
輸出予定を称する書面（仕入書等）

（３）輸出抹消仮登録の適用徐外車両の届出（法第１５条の２第１項の但し書き）
道路交通条約による登録証書により自動車を海外に一時持ち出すときまた貨物の運送のため外国との間を定期的に往来する場合
申請書記載事項
① 自動車登録番号
② 車台番号
③ 使用の本拠の位置
④ 輸出先
⑤ 屈出人の氏名又は名称及び住所
⑥ 代理人の氏名又は名称及び住所
⑦ 届出の年月日
☆添付書類
車検証
道路交通条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第５条第１項に規定する登録証書又は当該自動車が貨物運送のため本邦と外国との間を定期的に往来することを証する書類

（４）輸出抹消仮登録証明書返納後の一時抹消登録証明書交付請求（法第１５条の２第５項）
輸出予定日を過ぎても当該自動車が輸出されなかった場合
申請書記載事項
① 輸出抹消仮登録を受けた際の自動車登録番号
② 車台番号
③ 請求者の氏名又は名称及び住所
④ 代理人の氏名又は名称及び住所
⑤ 請求の年月日
☆添付書類
輸出抹消仮登録証明書

（５）一時抹消登録申請（法第１６条第１項）
当該車両が解体や輸出以外で運行のように供することをやめたとき
申請書記載事項
① 自動車登録番号
② 車台番号
③ 使用の本拠の位置
④ 申請人の氏名又は名称及び住所
⑤ 代理人の氏名又は名称及び住所
⑥ 登録の原因とその日付
⑦ 申請年月日
☆添付書類
車検証
登録番号標
印鑑証明書

（６）解体等に係る届出（同法第１６条第３項）
一時抹消した車両が解体等された場合
申請書記載事項
① 一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
② 車台番号
③ 解体報告記録がなされた日
④ マニフェスト管理番号
⑤ 届出人の氏名又は名称及び住所

⑥　代理人の氏名又は名称及び住所
⑦　届出の年月日
☆添付書類
一時抹消登録証明書
譲渡証明書
届出人の住民票等

（7）輸出に係る届出（同法第１６条第５項）
一時抹消された車両が輸出されることとなったとき
申請書記載事項
①　一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
②　車台番号
③　輸出予定日
④　届出人の氏名又は名称及び住所
⑤　代理人の氏名又は名称及び住所
⑥　届出年月日
☆添付書類
一時抹消登録証明書
当該自動車の輸出が予定されていることを証する書類
譲渡証明書
届出人の住民票等

（8）輸出予定届出証明書返納後の一時抹消登録証明書交付請求（同法第１６条第８項）
当該車両が輸出予定日を過ぎても輸出されなかったとき
申請書記載事項
①　一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
②　車台番号
③　請求者の氏名又は名称及び住所
④　代理人の氏名又は名称及び住所
⑤　請求の年月日
☆添付書類
輸出予定届出証明書

（9）一時抹消登録後の所有者変更に係る申請（法第１８条第３項）
一時抹消された車両がその後所有者に変更があり新所有者の申請により自動車登録ファイルの変更をするとき
申請書記載事項
①　一時抹消登録を受けた際の自動車登録番号
②　車台番号
③　申請者の氏名又は名称及び住所
④　代理人の氏名又は名称及び住所
⑤　申請年月日
☆添付書類
一時抹消登録証明書（提示）
譲渡証明書（提示）
申請人の住民票等

※なお、検査対象軽自動車、二輪の小型自動車においても法第６９条の２、第６９条の３（準用）にて同様の規定がなされております。

自動車リサイクルの促進と不法投棄防止のための抹消登録制度の改正

1．新しい自動車リサイクルの仕組み

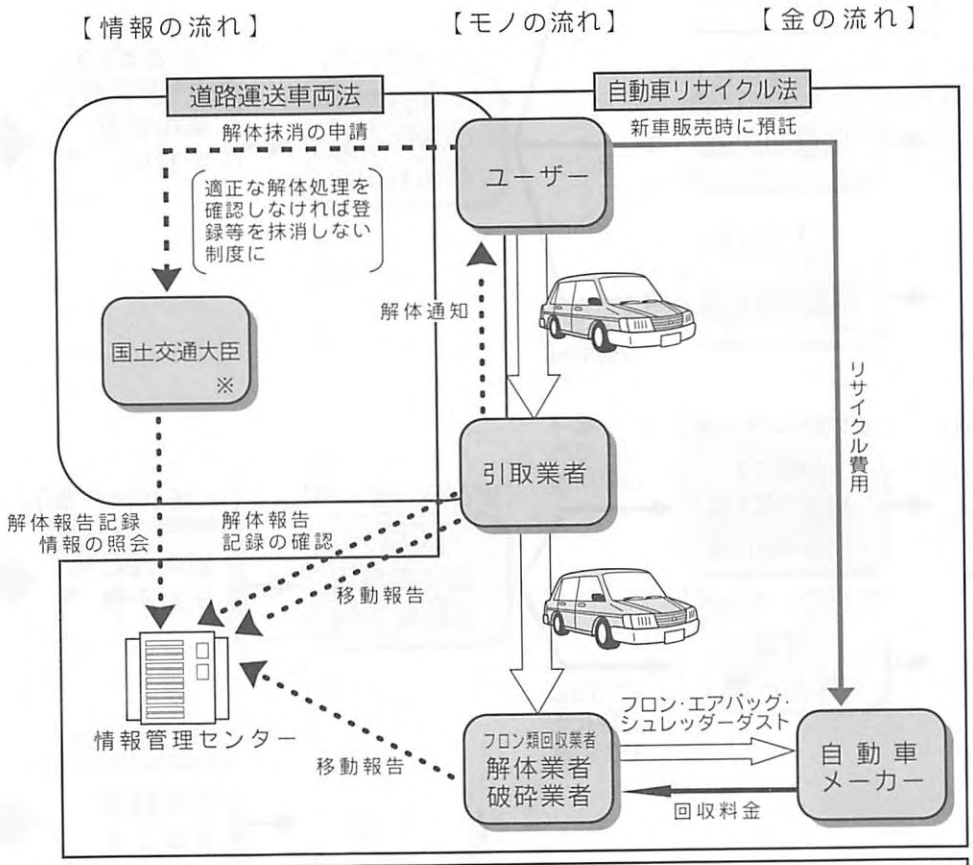

※ 国土交通大臣（運輸支局等）の役割
- ○ 廃車が適正に解体処理されたことを行政が確認
- ○ リサイクル費用の預託確認（検査・登録時）
- ○ 適正処理による抹消登録等の場合の自動車重量税還付申請の受付・確認

2．抹消登録制度の改正

太線…処理を行政が確認等
細線…運行停止の際の手続
点線…処理の確認なし

改正前

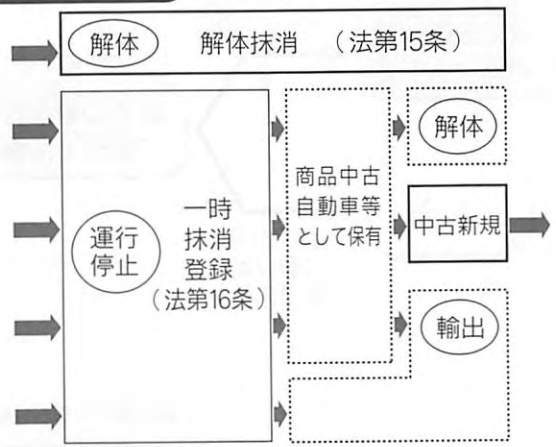

一時抹消後の車両の解体・輸出の把握をしていない

改正後

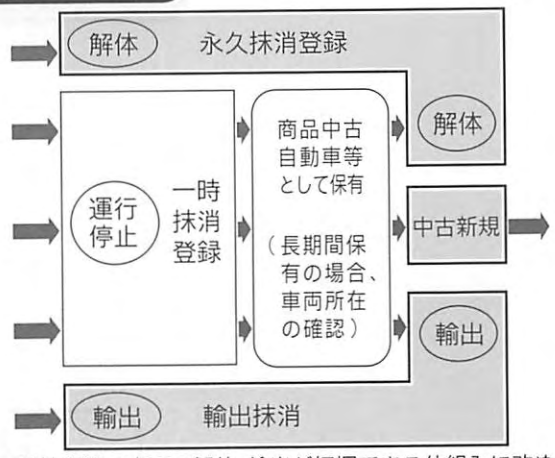

一時抹消後の車両の解体・輸出が把握できる仕組みに改める

改正後の抹消登録制度に係る流れ

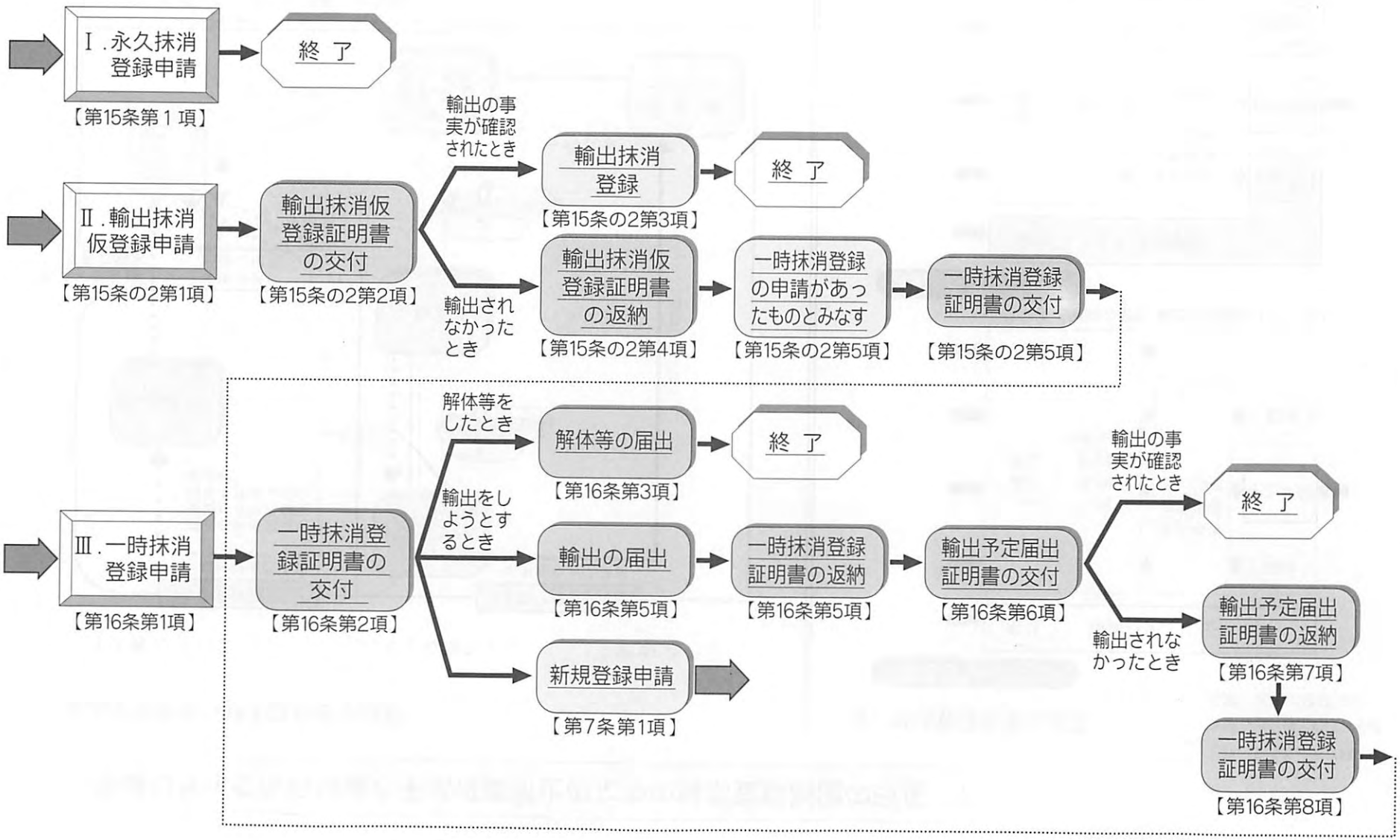

改正後の検査対象軽自動車等の解体・輸出の届出に係る流れ

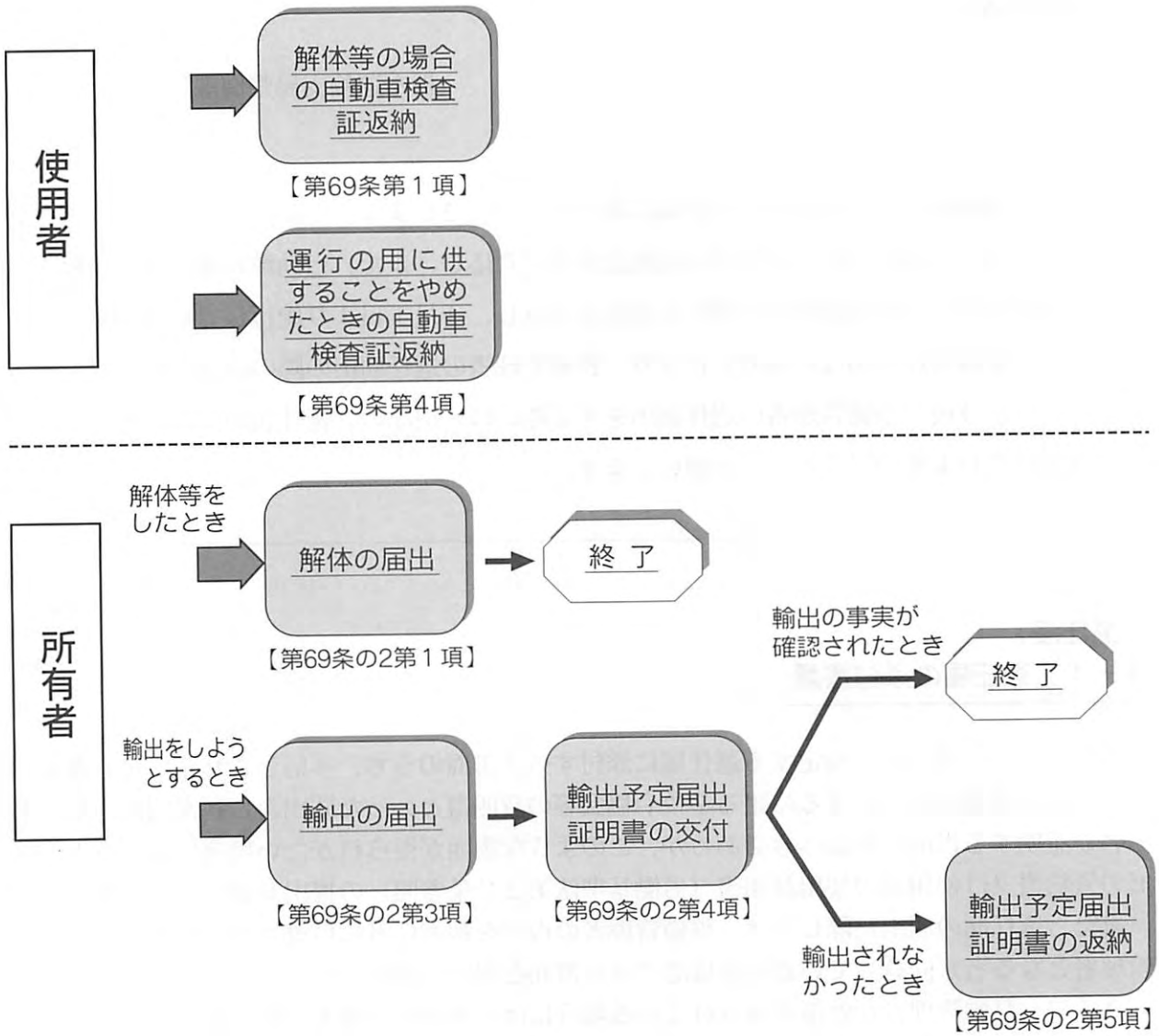

—＊

平成15年6月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務所名	審査予定日
宇都宮	２５日（水）	栃木	２４日（火）
鹿沼	２４日（火）	大田原	３０日（月）
烏山	２６日（木）	日光	２３日（月）
矢板	２７日（金）	真岡	２６日（木）
足利	２３日（月）	佐野	２７日（金）

平成１５年４月１日

関係者各位

栃木運輸支局整備課

平素　運輸行政にご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、国土交通省では、自動車の技術進歩等に対応し、また、自動車の使用者の負担軽減を図るため整備管理者に関する制度を見直し、４月１日より施行しております。
　この整備管理者制度の見直しにより、整備管理者の選任届出の際の申請書類が変更になり、今後、整備管理者の選任届出をする際には、別添の「選任届の添付書類」が必要になりますのでよろしくお願いします。

〈選任届〉

４－１．選任届の添付書類

規則第３３条第２項に規定する選任届に添付すべき書面のうち、「信じさせるに足る書面」とは、地方運輸局長が信ずるに足る学校や協会等の証明書といった届出者に利害関係のない第三者が証明する書面であるべきであるが、このような書面が得られがたい場合には、本人の履歴の誓約書又は使用者の使用証明書（労働基準法第２２条参照）の提出が必要になります。
　また、選任届の届出に際しては、整備管理者の責務を被選任者に自覚させるため、当該整備管理者となる者が同意している旨を確認できる書面を提出が必要です。
　さらに、整備管理者が外部委託されている場合には、委託先の事業主が同意している旨を確認できる書面を提出が必要です。
　ただし、同意している旨については、選任届に記入させることに代えても差し支えありません。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は次のとおりです。

※会員の皆様へ※
　４月号会報Ｐ１１に「整備管理者の選任要件及び資格要件が変わります」という内容の掲載をしましたが、それについて栃木運輸支局整備課からの文書（写）と選任届の添付書類について上記掲載致しました。様式１～３は、差込みで同封致しますので、必要な方はコピーをしてご使用下さい。

提出が必要な届出者	必　要　書　面	備　考
すべての場合	**○整備管理者（選任・変更・解任）届出書** ・一般貨物（青色の用紙） ・一般貨物以外（黄色の用紙） **○整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面** 〈第１号（実務経験）の場合〉 ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「代務者又は整備責任者」の実務を行っていた経歴が記載された書面**【様式１　「整備管理者略歴書」】**（当該業務を行っていた事業主の押印又は自筆署名があるもの又は使用証明書） ・上記が提出できない場合には、２年の実務経験を有することがわかる選任後研修修了証明書の写し ・選任前研修修了証明証の写し 〈第２号（整備士）の場合〉 ・合格証明書の写し ・合格証書番号 **○整備管理規程の案** **○過去２年間のうちに、解任命令を発令された者でないことを記載された書面** **【様式２】**（被選任者の証明し、その押印又は自筆署名があるもの） **○被選任者が届出書の内容を同意したことがわかる書面** **【様式２】**（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）	
整備管理者が外部に委嘱されている場合	上記の書面に加えて、 ○委嘱先の事業主の同意書 **【様式３「同意書」】**（押印又は自筆署名のあるもの） **○適切な車両管理ができることを証明する書面**（以下の全て） ・委嘱に係る契約書の写し ・整備責任者の氏名	

支局情報

【宇都宮】

１４年度最終理事会開かれる

桜もほとんど散り、春の気配が濃くなってきた４月１２日、宇都宮支部の理事会、及び、日政連栃木会宇都宮支部幹事会が行政書士会館にて開かれた。出席者は１５名。

支部総会議案の承認を主な議題としてひらかれた本理事会・幹事会では、今年度支部事業・活動の報告と来年度事業・活動の取り組み計画が提示され、すべて承認された。

今年は役員改選の時期でもあり、新役員候補の推薦等、役員人事に関する討論も行われた。

また、市長選・市議選を間近に控えていることから、行政書士会推薦の候補者への支援店動について、役員中心にローテーションが組まれるなど、熱心に討議がおこなわれた。

（支局長　深見　史）

６月の「行政書類手続き相談」
日　時：平成１５年６月９日（月曜日）
午前１０時～午後３時
場所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：小室明男・恒松　功

【栃　木】

栃木支部役員会開催される

平成１５年度支部定期総会準備のための栃木支部役員会が、４月１６日（水）午前１０時から栃木サンプラザで開催されました。

栃木支部定期総会開催される

支部定期総会が、４月２４日（木）午後４時から栃木サンプラザで閉催され、平成１４年度の事業報告・決算報告・監査報告、平成１５年度の事業計画・予算・役員等の選出に関する議案が審議され、可決・承認されました。

【鹿　沼】

鹿沼支部役員会開催

鹿沼支部の第１回役員会を３月２７日（木）午前１１時から、鹿沼市内の「日本料理あおき」において開催いたしました。

議題は、支部総会の開催についてで、総会の日時と場所、招待者、懇親会の会費を決定し、総会資料の検討を行いました。その後、議長予定者と記念品について審議しました。

なお、浅野支部長から、農地法申請の委任状について説明がありました。（支局長　和賀井良雄）

鹿沼支部総会開催

鹿沼支部では、平成１５年度定期総会、並びに政治連盟鹿沼分会の定期大会を４月１１日（金）午後４時から、鹿沼市内の「日本料理あおき」において開催しました。

出席者は、支部会員数４４名のところ、本人出席１５名、委任状提出２０名の３５名でした。定刻を少し過ぎてから開会し、浅野吉知支部長が挨拶を行い、来賓の松浦良雄栃木支部長からご祝辞をいただきました。

今回は、例年と異なり浅野支部長に議長をお願いして、議事に入りました。各議案とも、スムーズな議事進行により原案のとおり承認、決定致しました。引き続き行われた政治連盟鹿沼分会の定期大会もスムーズに議事が進められました。

総会終了後、来賓の松浦支部長にも参加していただいて会員の親睦を深めるために懇親会を開催しました。（支局長　和賀井良雄）

【上都賀】

栃木県行政書士会上都賀支部

上都賀支部では去る平成１５年４月１８日今市市内において、支部定期総会が行なわれました。

事業報告、会計報告など各議案はとどこおりなく可決され、本年度の事業計画では「市町村合併」に対する勉強会の必要性や、市町村各窓口との連絡会など活発な意見交換も行なわれました。また、新入会員の紹介や、入会予定者の報告など喜ばしい話題もあり、実に意義ある総会となりました。

（支局長　杉山　茂）

【塩　那】

塩那支部総会開催

塩那支部は、４月１９日（土）午後３時から高根沢町「元気あっぷ村」において平成１５年度定時総会を開催した。

会員４９名中３６名（委任状を含む）と本部から小林会長が来賓として出席。支部長挨拶、来賓挨拶ののち事務連絡、続いて議案審議にはいる。

第１号議案　平成１４年度事業報告、決算報告、会計監査報告がなされ異議なく承認可決された。

第２号議案　平成１５年度事業計画案のうち、①「支部研修会の実施」についてはどのようなものにしたらよいか、今までのような実務研修にするか、今後の業務傾向を見据えて電子申請に対応できるような研修を支部でもできないか、また広く見識を広めるために経済等の講演会もある。など活発な意見が出された。②「支部研修旅行の実施」について、昨年は一泊旅行だったので雇用している補助者は参加したいのだが家族の了解を得られないので日帰り旅行を希望する意見もあったが、宿泊日帰りどちらにせよ９月に実施予定。

そのほかの例年おこなわれる事業計画と平成１５年度予算案も承認可決された。

第３号議案　役員改選では満場一致で下記役員が選任された。

支部長	高野　芳夫	
副支部長	西宮　功	鈴木　一雄
理　事	篠崎光一郎	宮澤　昭夫
	石塚　直	宮嶋　幸雄
	矢口　正則	青木　絹子
	佐藤　栄一	
監　事	末本　久男	永井　裕
支局長	長谷川久夫	
本部理事	宮嶋　幸雄	青木　絹子

最後に、塩那支部をより発展充実したものにするために、支部の総会、研修会にはできるだけ多くの会員の参加を望みたい。という支部長の挨拶で総会を緒めくくった。

（長谷川久夫）

【足　利】

足利支部理事会開催

４月２６日（土）、足利市民プラザにおいて、午後６時から、理事１２名の出席のもと、支部理事会を開催しました。

議題は、定期総会に向けての議案書の確認等を主なものとしました。今年は、役員改選の年であり、支部役員、県役員の選出も話し合われました。また、最近の動向や今後の活動についての意見交換を行い、約２時間にわたり活発な議論ができました。なお、理事会に先立って、監事２名により監査を実施しました。

（支局長　柳川英一）

【芳　賀】

芳賀支部役員会開催

芳賀支部では、４月１９日（土）１１時から真岡市けやき会館において支部役員会を開催した。

議題は平成１５年度定期総会について

総会日時は次のとおり決定した。

日時　平成１５年５月１０日　午前１１時

場所　真岡市けやき会館

（支局長　秋葉憲司）

支局かわら版

こんなにすごい美術館が葛生に

－佐野支部－

葛生と言えば、皆さんはどんなことを一番先に思い出されますか。きっと石灰の町、セメント、葛生原人、佐野源左衛門、仙波ソバという答が返ってくるのではないかと思います。

しかし今後はその答えが少し変ってくるのではないかと思われます。というのは、昨年６月１日「葛生町立吉澤記念美術館」というすてきな美術館が誕生開館したからです。ではどんな美術館であり、どんな作品が展示されているのか、当美術館発行の「吉澤コレクションの軌跡」という本より抜粋説明致します。

当美術館は、葛生町の旧家である吉澤家が、約２００年にわたって収集された美術品約５５０点と美術館建物本体を葛生町に寄贈することにより出来上ったとのことです。吉澤家とは現在吉澤石灰工業株式会社を経営している吉澤家です。

主とした所蔵品としては、狩野探幽の十牛図、伊藤若冲の菜蟲譜、渡辺華山の風竹図、獄中青簡貼交屏凡（蛮社の獄に高野長英等と共に連座させられた時の華山獄中の書筒を屏凡にしたもの）その他谷文晁、田崎早雲、高久藹厓、吉澤松堂、吉澤象水（吉澤家の方）、の作品。、近代では、下村観山、橋本雅邦、川合玉堂、小林古経等の作品。

現代の作家としては、東山魁夷、杉山寧、平山郁夫、塚原哲夫、松本哲男等、陶芸としては、板谷波山の作品が２０点以上、富本憲吉、田村耕一、岡部嶺男、その他となっております。

この作品群の中で、当館のもっとも目玉とする作品は、伊藤若冲の“菜蟲譜”ではないかと思います。

現在展示してあるのは実物大の写真ですが、秋の特別展“若冲と京都の画家達”の時は本物が見られるとのことです。特別展の期間は１０月２５日～１２月７日迄となっております。私の見た“菜蟲譜”は写真でしたが、見た時ふと曹洞寺の開祖道元の「本来の面目」と題する歌、「春は花夏ほととぎす秋は月冬雪さえて冷しかりけり」を心に浮かべました。本当にすてきな美術館です。

是非お出かけ下さい。（支局長　高橋貞二郎）

☆利用案内☆

安蘇郡葛生町中央東一丁目１－１４－３０
ＴＥＬ　０２８３－８６－２００８
www.town.kuzuu.tochigi.jp
／museum／museum.htm
開館ＡＭ９：３０～ＰＭ５：００
毎週月曜日、祝日の翌日休

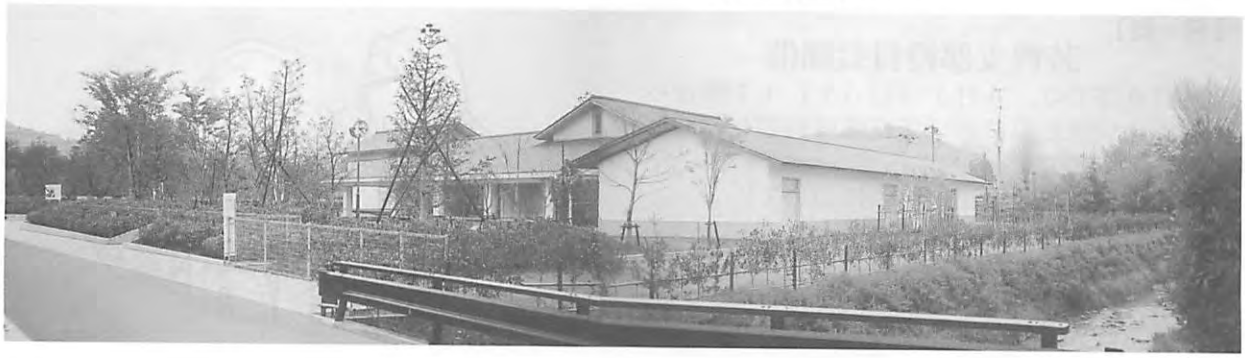

出張封印代行実務者会議開催

４月２日（水）午後４時から行政書士会館において、「甲種受託者による出張封印代行業務の取り組みについて」、経過報告会が開催されました。

出張封印代行業務実施から１年余りが経過していますが、未だ実績は数件しかない現状であるため、これをいかに活性化するか様々な意見が出されました。

そして、出張封印の問題点をクリアするために、会員相互の理解と認識が必要であることから、会員間のネットワークを組織する必要があるのではないかとの意見にまとまりました。

今までは個人レベルで考えていたこともこうした集まりで解決して行ければ、「出張封印代行業務」だけに限らず、今後予定されている電子申請等にも対応できるのではないかと思いました。　（自動車登録行政書士　山口守弘）

四輪（軽自動車）取扱代表者会議に出席

平成１５年４月８日（火）東武ホテルグランデにおいて軽自動車取扱代表者会議が開催されました。会議は、槌谷軽自動車協会専務の司会で始まり、岩瀬軽自動車協会会長の挨拶、来賓の紹介および挨拶があり議題に入りました。議題１の軽自動車検査申請書のＯＣＲ様式への変更等について、軽自動車検査協会平野光千栃木事務所所長および同内藤清秀管理課長から、平成１５年１０月１４日（火）から実施される様式変更の概要が官報資料と共に説明されました。議題２は軽自動車の保管場所届出励行推進についてと題し、当会自動車車庫証明運営協議会渡辺副会長より、保管場所届出に関する依頼書記載事項への要望や留意点、注意事項について説明をいたしました。その後２つ議題について活発な質疑応答があり盛会のうちに閉会しました。この会議の出席者は、軽自動車販売会社の代表者２０名、自動車検査協会栃木事務所の２名、栃木県軽自動車協会から２名、栃木県行政書士会から３名でした。

（運営協議会副会長　渡辺　真）

女性部会

４月１９日行政書士会館において女性部会を開催しました。川嶋会員にＮＰＯ法人の資料を用意してもらい、講議もお願いしました。収益事業との関係や事業計画書については質問が多く、仲々進みませんでした。次回も継続して講義をお願いし、具体的な事例も用意してもらう予定です。

女性会員からこんな仕事もあるのではとか、こんな事も調べてはという提案もあるので、積極的に取り組むつもりです。

パソコンの勉強会も予定してます。

栃木会の会員の皆様から講師やアドバイスをお願いしますが、応援よろしくお願いします。

（行政書士会女性会　代表　手塚理恵）

快晴

興味深い戸籍抄本を見る機会があった。記載されているのは「本籍」「筆頭者名」「本人名」「生年月日」のみ。それ以外の、編成事項・出生事項・婚姻事項・父母の名・続柄などは「省略」となっている。本人はこの抄本をパスポート申請用に請求したという。請求者の姿勢に極めて高度な人権意識を見、驚嘆した。

戸籍抄本は【戸籍原本に記載されている事項のある部分のみを謄写し作成したもの】であるが、一般的には【戸籍に記載されている全員ではなく一人についての事項を記載する】ものと解されており、通常、各申請用にはそうした抄本を請求する。上記の抄本の請求の根拠は、明治４２年４月５日付「民刑第23号民刑局長回答」の「請求によっていかなる部分も省略することができる」にある。電算化された戸籍についてはこの明治の局長回答を提示するまでもなく「戸籍法施行規則第73条の規定により一部事項証明を申請する」と意思表示すれば足りる。

３月18日、法務省は戸籍届出における本人確認の実施を通達した。戸籍制度は、世界でも希な、異様なほど詳細な個人情報の集積であるにもかかわらず、公開をその存立理由としているために、各種届出・謄本請求の安易さ含め、プライバシー管理が穴だらけであることは法務省も認めざるをえない。この制度がある以上、個人情報を守ることは根源的には不可能だ。しかし、情報の「提供」については必要最小限に止めることができるし、そうするべきだろう。情報を守らずして人権を守ることはできない。　（深見　史）

書士会日誌

―― 4月（主なもの） ――

2日	火	選挙管理委員会	石川委員長 松浦副委員長 新井委員 河田委員 松井委員 福田委員 西宮委員 大槻委員 福田委員 竹沢委員
		総務部	会長 岡井副部長 金敷理事 市川理事 齋藤理事
4日	金	正副会長・総務部合同会議	会長 横山副会長 宮嶋副会長 森部長 岡井副部長 金敷理事 市川理事
7日	月	財務経理部（会計精査））	金敷理事
8日	火	軽自動車連絡会	会長
9日	水	総務部（理事会資料検討）	金敷理事
11日	金	財務経理部会	会長 横山副会長 牧野部長 青木理事 佐藤理事
		会計監査	小泉監事 植木監事 大貫監事
		自動車登録関係書士懇親会	会長
		鹿沼支部総会	浅野副会長
14日	月	綱紀委員会	会長 恒松委員長 長岡副委員長 中山委員 平山委員
17日	木	選挙管理委員会	石川委員長 松浦副委員長 新井委員 河田委員 松井委員 福田委員 西宮委員 大槻委員 福田委員 竹沢委員
18日	金	理事会・幹事会	顧問・会長・理事・支部長・委員・専門委員・議員連盟
23日	水	編集会議	浅野副会長 鈴木部長 坂内副部長 秋田理事 新井専門委員 嶋崎専門委員
24日	木	日行連理事会・日政連幹事会	岸理事・秋田幹事
		栃木支部総会	浅野副会長

政連だより

幹事会について（報告）

日政連栃木会の幹事会は、当日の理事会が終了、休憩後同一会場にて出席した幹事２８名により開かれた。

会は総務委員による司会で開会、会長はあいさつとして日政連と栃木会幹事を通じての各種選挙について一致協力により大きな成果を得られてきた事と、当来する統一地方選挙に於ても会員の候補者は勿論のこと、当会と政策協定の推せん者の全員当選に向って努力を傾注すると述べられた。

次に日政連の近況報告では、２４日と２５日の幹事会が持たれるので、これについては後日の広報紙面で報告したい。又栃木会での活動としては小林会長の指示のもと、各種の政治活動集会への参席と、選挙に於ける立候補者への応援と陣中見舞等への出席についてを報告。

栃木会の活動の経過報告については議案の説明に併せて浅野幹事長より詳細な説明があり、会計面に関する予算と決算については財務経理部より明細な説明があって全員了承。次に役員の選任の方法と日政連大会に関する質問事項等については幹事長と総務部よりの説明により出席者全員了承により会は閉じられた。

終了後理事会と幹事会合同の懇親会が催され議員連盟会長を始め宇都宮市長と来賓の方の多数の出席により和かに席が持たれたことを報告します。

（広報部）

日政連の幹事会

任期の最後の会議となった平成１５年第１回日政連幹事会は、幹事３９名の出席者により４月２４・２５の両日に亘って開催された。

会議に先立って会長から、就任以来２年、その間幹事各位の支持協力のもと幾多の難問克服することができ、行政書士法の一部改正を始め情報通信での電子政府関連三法等に開かれた行政書士発展への諸方策実現がなされた。これら山積する課題の解決には特段の国会議員による国会議員政治連盟先生方の強力な支援の賜であると、幹事各位と国会議員の先生方に感謝の意を述べられた。

議題は第２３回定期大会に提出する議案で

◎平成１４年度事業報告

◎平成１４年度決算報告の承認を求める件

特に事業の経過報告では畑幹事長から法改正までの経過と関連する省庁等への働きかけを報告。決算では会費値上げ後最初の決算を迎えたが会費の値上げに併せて諸支出負担行為の抑止につとめ繰越額の増加があり、新年度当初の執行上の支障も排除することとなり円滑な運営ができると説明があった。

決算の収支報告については、日政連の名を似て東京都の選挙管理委員会を経由して総務大臣に報告提出したことが告げられ、両報告の通りを承認された。

◎次に政治連盟規約の一部改正について

これは大会出席代議員の選出方法についての改正であり承認。

◎平成１５年度運動方針（案）

◎平成１５年度予算（案）について

両案については運動方針案の項目は前年と同様の題目を再確認、特に国会議員の選挙等が当来した時点では、議員連盟加入議員の支援は勿論のこと今後の行政書士制度確立への強い後援を願うことを念頭に全力を傾注して当られるよう強く説かれた。

予算案では会費の値上げに伴う繰越金の増加もあり、特に懸案であった日政連幹事長への活動に対応する手当の支弁を考慮した編成がなされたこと、この二案も説明通り承認。

◎役員の改選について

全員が任期満了となるので次の役員について恒例による決定することの承認

◎第２３回定期大会議事運営委員会委員の選出について

これに伴う大会に関する諸事項につき前例大会同様により実施することを承認

◎報告事項として

日行連の理事会決定の２０項目に対し、日政連の運動の一環として推進し関係機関に陣情要請を続行していること等の報告があった。

以上

（日政連幹事　秋田　豊）

統一地方選挙の報告

４月４日告示された前半の選挙、４月20日、及び２２日に告示された後半の選挙に対し会員候補１１名、推薦候補１１名の２２名を応援いたしました。

おかげさまで会員候補７名、推薦候補９名の当選を果たすことができました。

これひとえに会員の皆様の応援のおかげであります。

大変ありがとうございました。

特に当会名誉会長である福田富一宇都宮市長の圧倒的な勝利は書士会の地位の向上にもつながることであります。

この度、当選された首長、各議員の方々との連携を今後とも密に致し、我々の職域の確保、新規業務の開拓に力を入れてまいります。

会員の皆様には今後ともご支援ご協力をお願い致しまして御礼及び報告と致します。

◎当選された方々◎

《会　員》

宇都宮市長	福田　富一	様
栃木県議会議員	菅沼　　清	様
同　　上	鯉沼　義則	様
同　　上	野田　尚吾	様
宇都宮市議会議員	諏訪　利夫	様
小山市議会議員	石渡　丈夫	様
矢板市議会議員	宮澤　昭夫	様

《推薦候補者》

栃木県議会議員	梶　　克之	様
同　　上	増渕　賢一	様
同　　上	つぶら昭人	様
同　　上	小高たけお	様
同　　上	上野みちこ	様
同　　上	渡辺　　渡	様
同　　上	木村　好文	様
宇都宮市議会議員	渡辺　道仁	様
同　　上	浅川　信明	様

（幹事長　浅野吉知）

ふと感じたこと

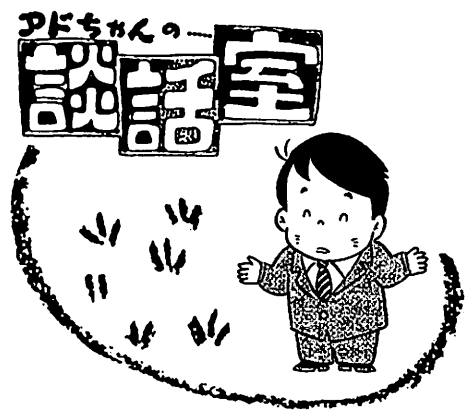

先日、家族旅行で久しぶりにディズニーリゾートへ遊びに行った。我が家では、毎年最低１回は行くことになっている。今回はディズニーシーに１日、ディズニーランドに１日の滞在となった。ランドの方は、２０周年ということもあり、非常に混んでいた。なんだかんだ言っても、子供が喜んでくれて、親として、何とか春休みの義務を果たせたなあと思い、ほっと一息。

しかし、今回はホテルにも泊まり余裕があったせいだろうか、ふと感じたことがあった。

当然食事はパーク内でとる。こういう時は、何を食べてもおいしい。でもこの時ふと感じました。ハンバーガーを食べるとき、ジュースを飲む時、かわいいミッキーマウス等のキャラクターつきのパッケージで出てくる。食べる時も、味覚はもちろん、視覚も楽しませてくれる。しかし、もったいないなあと思うのは私だけだろうか？そのかわいらしいパッケージは、食べ終わった後、すぐにごみになる。（当たり前ではあるが・・・・・・）まだまだ目を楽しませてくれるのに、ほんの一瞬だけ、輝いて捨てられる運命にある。

自宅に戻り、切り取りでもすれば、きれいな飾りものになると思う。こんなことを言う自分も結局は捨ててしまった。確かにアトラクションに乗るには邪魔になってしまう。

夢の国だから仕方ないと言えばそれまでですが。こんなことを感じるということは、自分も年をとったかも・・・・。

おいしそうに食べている妻と子供の隣で、考えてしまいました。

（ペンネーム　バブ）

平成15年度　頒布品一覧

15年4月1日現在

	品名	売価
用紙類	領収書	400
	戸籍等請求用紙	500
	事件簿	800
	預り証	380
	罫紙	200
	委任状(罫線のみ)	500
	建設業許可申請書	250
	〃　(様式1号)	40
	〃　(様式3号)	40
	〃　(様式7号)	40
	〃　(22－2)	40
	〃　(22－4)	40
	〃　(22－5)	40
	〃　(8－1)	40
	〃　(8－2)	40
	〃　(11－2)	40
	〃　工事経歴書様式二号	20
	〃　工事経歴書様式二号の二	20
	〃　工事経歴書様式三号	20
	〃　営業年度　B5	20
	〃　入力用紙	160
	〃　財務諸表(法人)	180
	〃　財務諸表(個人)	120
	経営事項審査申請用紙	1,000
	入札参加資格審査用紙	200
	農地法4条許可申請書	1,100
	〃　5条許可申請書	1,100
	〃　4・5条その2	700
	〃　3条許可申請書	900
	〃　3条許可その2	800
	〃　4条意見書	800
	〃　5条意見書	800
	〃　4条届出書	900
	〃　5条届出書	900
	〃　1の欄(氏名等)	1,100
	〃　2の欄(土地)	1,100
	行政書士バッチ	2,600
	補助者バッチ	1,050
	道路位置申請用紙(正・副)	20
	〃　図面(県用)	210
	〃　図面(市用)	210
	設計図(写)　A3	1,500
	設計図(写)　A4	1,200
	公　図(写)　A3	1,500
	公　図(写)　A4	1,200
	酒類販売免許申請セット	2,070
	アドちゃんクリアファイル(10枚1組)	800
	アドちゃんテレホンカード	650
	アドちゃんパンフレット(1セット50枚)	500

	品名	売価
書籍類	農転の実務(許可基準編)	3,500
	最新　風営適正化法ハンドブック	2,500
	わかりやすい農転許可基準	800
	小冊子　行政手続法	50
	〃　相続対策	50
	〃　独立開業	50
	都市計画法	4,893
	はやわかり行政手続法	1,200
	廃棄物処理法法令集	3,150
	農地転用許可制度の解説	3,150
	IT基礎パソコン入門	1,000
	書　籍(委託品)	
	許認可申請memo	4,060
	中堅建設業のための磯9000S·1400I	1,100
	財務諸表の作り方	1,900
	建設業許可の手引き	1,985
	少額訴訟セット	1,130
	経営事項審査制度の解説	1,795
	経営事項審査申請の手引き	1,420
	公共工事入札の解説	2,000
	許認可申請ハンドブック	3,590
	新風営法令基準集	1,700
	開発許可ハンドブック	4,830
	許認可申請ハンドブック	3,590
	新借家制度相談の手引き	1,700
	定期賃貸住宅契約Q＆A	1,135
	定期借家制度の解説	1,515
	ISOマネジメントハンドブック	3,150
	詳解行政書士法(H12年版)	2,835
	定期借家の仲介管理実務	1,134
	都市計画法・建築基準法の解説	2,268
	定借ハンドブック	2,250
	少額訴訟	3,307
	遺産分割・遺留分メモ	3,500
	農地法の実務解説	4,440
	自動車運転代行業適正化法の解説	1,320
	建設リサイクルハンドブック2003	1,325
	建設リサイクル法工事届出等の手引	570
	宅建業・免許登録の手続	2,645
	わかりやすい公職選挙法	1,620
	解体工事業の登録申請の手引	1,320
	建設業関係法令集	3,300
	建設業法解説	5,000
	不動産実務の税務	4,230
	相続税・贈与税の節税対策	3,420
	借地権課税実務辞典	3,150
	逐条解説行政手続法(H14年版)	1,530

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】

（平成15年４月30日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	佐野 江藤正巳	１７９６ 03120922	H15.4.2	327-0846	佐野市若松町408	0283-24-6136 FAX 24-6136	
	那須 皆川政美	１７９７ 03120923	H15.4.2	329-3152	黒磯市島方556-5	0287-65-1742	
	栃木 永島正志	１７９８ 03121076	H15.4.11	323-1107	下都賀郡藤岡町大字大田和583-3	0282-62-3554 FAX 62-3554	
	佐野 白澤茂	１７９９ 03121328	H15.4.25	327-0825	佐野市飯田町721	0283-24-9038 FAX 24-8969	
	宇都宮 矢野機	１８００ 03121329	H15.4.25	320-0837	宇都宮市弥生町2-9-11	028-635-6206 v 635-6206	
	栃木 吉見英人	１８０１ 03121330	H15.4.25	329-4423	下都賀郡大平町大字西水代1487-1	0282-45-1709 FAX 45-1709	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小山	五十畑清	H15.4.4	廃業	小山	中田勝人	H15.4.25	廃業
芳賀	深谷友一	H15.4.11	廃業	芳賀	藤田忠義	H15.4.28	廃業

【変　更】（事）は事務所、（住）は住所の変更

支部	氏名	会員番号	変更	新事務所・住所・Eメール	電話
佐野	芝口久雄	１３７４	（事）	佐野市堀米町602-23	0283-21-5003 FAX 21-4664
宇都宮	谷田部政夫	１５６０	（事）	宇都宮市平松本町357-3	

お知らせ

平成15年分　関東信越国税局管内

財産評価基準書 **路線価図**
財産評価基準書 **評価倍率表**

○関東信越国税局管内の路線価図等を下記の要領で発行します。
★本書は15年分の相続税・贈与税の申告に当たり、土地の評価の計算の基本となる「財産評価基準書」です。
★目標となる公共物が多く、知りたい場所が容易に確認できます。
★官公庁、地方公共団体、税理士、金融機関、不動産鑑定士、不動産会社等にとって知りたい土地等の評価額がこの資料の中にわかり易く収録されていますので、不動産問題についてたいへん参考になる貴重な資料です。

◆お申し込みされる方は事務局までお問い合せ下さい。
納本は８月を予定しております。　申込締切日　６月６日（金）

・路線価図　栃木県	（宇都宮）	６，６００円
	（足利・佐野）	６，４００円
	（栃木）	６，３００円
	（鹿沼・真岡・氏家・大田原）	８，６００円
・評価倍率表　栃木県全域		２，０００円

平成15年
栃木県行政書士会定期総会
日本行政書士政治連盟栃木会定期大会

〈日時〉平成１５年５月23日（金）
午前１０時３０分～
〈場所〉宇都宮市「プラザイン・くろかみ」
男体の間
宇都宮市桜4－1－19
会員皆様のご出席をお待ちしております。

編集後記

目に青葉、山不如帰、初鰹。雁が去って燕がやって来ました。　季節の変り目５月は年に一度の定期総会の月です。会員の皆様には、多くの方に出席して頂きたく思います。私共広報部も２年の任期を終わります。この間色々と御協力を頂きました事、感謝申し上げます。

（広報部）

行政とちぎ　５月号No.317
発行人　栃木県行政書士会
代表者　小林一二
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電話 028-635-1411(代)
FAX 028-635-1410
メールアドレス　gyosei-totigi@muh.biglobe.ne.jp
ホームページ　http://www5a.biglobe.ne.jp/~gyosei09/
編集　広報部
定価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。）